



確認しましょう!

介護・医療関係の

更新手続き

のお知らせ

介護保険関係の更新手続き

〈有効期限〉
7月31日

●負担限度額認定証の更新

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）の利用者の負担額を示した「負担限度額認定証」は、7月31日が期限となっており、引き続き認定が必要な方は更新手続きが必要です。現在利用している方には更新のご案内を郵送していますので、入所施設または役場健康長寿課窓口（さわやかハウス）で手続きをしてください。

●負担割合証の更新

介護サービスの利用負担割合を示した「負担割合証」の期限は、7月31日です。8月以降に使用する新しい負担割合証を7月下旬に郵送しますので、担当のケアマネジャーまたは入所施設に提示してください（更新の手続きは不要です）。

●問い合わせ

介護保険関係の更新手続き ……………役場健康長寿課長寿支援係（☎ 611-2830）

医療費助成、国民健康保険・後期高齢の更新手続き……………

役場住民課医療年金係（☎ 611-2509、2510）

医療費助成の手続き

●医療費助成の手続き

子ども、重度の障がいがある方、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、寡婦の各種医療費助成事業について、町では前年の所得を基に受給者証の更新審査を行い、継続認定となった方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。なお、今回の更新対象者で「平成29年度所得・課税証明書」の提出が必要な場合があります。

また、現在、医療費助成の対象となっていない方でも、重度の障がいをお持ちの方など、申請により受給認定となる場合がありますので、対象の確認は、役場住民課医療年金係へお問い合わせください。

●中学生の医療費助成

平成29年4月診療分から中学生も医療費助成の対象となりました。まだ申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。※申請した月の初日から認定となります。

国民健康保険・後期高齢の更新手続き 〈有効期限〉 7月31日

●限度額適用認定証などの更新

国民健康保険の支払い限度額の区分が記載された「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を8月以降も引き続き使用する場合、8月1日以降に役場住民課窓口で交付の申請をしてください。

●高齢受給者証の更新

70～74歳の方に交付されている「高齢受給者証」は、7月下旬に新しい受給者証を世帯主あてに世帯員の分をまとめて郵送します。医療機関を受診する際は、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の両方を窓口提示してください。

●後期高齢者保険証の更新

後期高齢者医療制度に加入している方が使用している保険証（被保険者証）は、7月下旬に新しい保険証を個人あてに郵送します。また、減額認定証を交付されている方は保険証と併せて郵送します。お手元に届きましたら、古い保険証の処分と氏名・住所などご確認ください。もし、記入漏れや誤り、7月中に保険証が届かない場合がありますたら役場住民課へご連絡ください。